

令和5年度の内部通報の運用状況について

1 行政監察員の設置状況

日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例第 12 条の規定に基づき、行政監察員 1 名を配置している。（金田真明氏（弁護士））

行政監察委員の職務は次のとおり。

- (1) 内部通報に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (2) 不利益取扱いの申出に係る受付、調査、調査結果の通知及び是正措置の勧告に関すること。
- (3) 内部通報及び不利益取扱いの申出に関する事前相談に関すること。
- (4) 市長が是正措置を講じないとき若しくは是正措置を講じた場合の報告又は公表を行わない場合のその旨の公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 通報の状況（令和 5 年度）

（令和 6 年 1 0 月 1 0 日現在）（単位：件）

通報件数	受理件数	調査状況		取下げ件数
		実施中	実施済	
1(※1)	1	0	1(※2)	0

※ 1 令和 5 年度における不利益取扱いの申出はありません。

※ 2 調査実施済件数 1 件は、当該調査により通報対象事実が確認されたものとなります。

3 通報案件の概要（令和 5 年度）

通報案件の概要	調査等の概要
通報対象者は、令和 5 年 1 1 月 7 日 1 3 時頃から離席し、同日 1 3 時 3 0 分から業務上の予定があつたにもかかわらず、1 4 時まで戻らなかった。 また、以前から度々業務時間内に離席していることも多々あつた。 通報対象者が十分に反省すること、今まで離席していた時間分の給	通報受理：令和 5 年 12 月 13 日 調査期間：令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 4 月 26 日まで 調査方法：関係者へのヒアリング 調査結果：令和 6 年 4 月 26 日 業務上の予定があつたものの、勤務時間であるにもかかわらず 30 分から 1 時間程度勤務場所にいなかった通報対象事実が認められた。その他、相当期間、1 日 1 回 5～10 分ほど、喫煙のために職場を離れることがあつたことが認められた。 是正勧告：・通報対象者が通報対象事実以外にも喫煙のため常習的に勤務場所を離れていたこと、他方で、反省の態度を示していることも考慮の上、処分を下すべきである。

与返還等の対応を求めたい。	・ 勤怠管理については是正措置をとるべきである。 是正措置：・ 処分については、職員課へ報告のうえ手続き（検討）を進める。 ・ 勤怠管理については、定期的に職場職員の勤務状況の報告を受け、所属長が把握する。 ・ 職場内にスケジュールボードを設置し、スタッフの状況が一目で分かるような仕組みをつくる。 ・ 一定時間職場を離れる際に周りの職員に声掛けすることを率先して行うとともに、朝礼等で周知を繰り返し行う。 是正措置の公表：未定（令和 6 年 10 月 10 日時点）
----------------------	--